

令和6年度 峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計
経営健全化審査意見書

1 審査の対象

令和6年度決算に基づき算定された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査年月日

令和7年7月15日（火）

3 審査の方法

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、企業長より提出された令和6年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、当該書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

5 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率

名 称	令和6年度	経営健全化基準
資金不足比率	－ % (資金不足比率なし)	20%

資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（第1号様式（その1））に従い、資金の不足額が0以下の場合は「－」で表示される。

地方公営企業法が適用される企業会計の資金不足比率を求める算定方法は次のとおり。この比率が20.0%以上の場合は、財政健全化法に基づき、経営健全化のための取り組みを行うこととなる。

6 資金不足比率の算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

※ 資金不足額＝（流動負債＋建設改良費以外の地方債残高－流動資産）－解消可能資金不足額

※ 事業規模＝営業収益－受託工事収益

峡北地域広域水道企業団

代表監査委員 仲 嶋 敏 光

監 査 委 員 金 丸 寛